

平成 21 年 11 月 27 日制定

平成 24 年 6 月 20 日改正

平成 28 年 4 月 1 日改正

（趣旨）

第 1 条 この規程は、生駒市地域公共交通活性化協議会規約第 12 条第 4 項の規定に基づき、生駒市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第 3 条 事務局長は、生駒市総務部長をもって充てる。

2 事務局次長は、会長が指名した者をもって充てる。

3 事務局員は、生駒市総務部防災安全課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、生駒市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、生駒市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月20日から施行し、改正後の生駒市地域公共交通活性化協議会事務局規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

| 名称                             | 形状                              | 書体  | 寸法<br>(ミリメートル) | 用途            | 個数 | 管理者  |
|--------------------------------|---------------------------------|-----|----------------|---------------|----|------|
| 生駒市地域<br>公共交通活<br>性化協議会<br>会長印 | 生駒市地域<br>公共交通活<br>性化協議会<br>会長之印 | てん書 | 縦横 24<br>mm    | 会長名で発<br>する文書 | 1  | 事務局長 |